

選挙管理委員会事務局

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 背景

令和元年5月31日、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第15号）が公布され（施行日 令和元年6月1日）、これまで各投票所（当日の投票所及び期日前投票所）において1人の投票管理者が投票の管理を行うことを原則としていましたが、投票の管理の職務に終日従事する者の確保が難しい事情があれば、選挙管理委員会の定めるところにより投票管理者の交替制も可能となりました。（公職選挙法施行令第25条）

2 条例の一部改正について

この度の公職選挙法施行令の一部改正に伴い、「選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例」別表の備考に、「投票を管理する時間が、投票時間のうちの2分の1であるとあらかじめ定められている投票管理者については、投票管理者の項中「20,000円」とあるのは、「10,000円」とする。」を追加し、投票所の管理を交替で行った場合の報酬額を定めます。

3 投票管理者が交替制を採る場合の時間について

○当日の投票所（開設時間 7時から20時まで）

前半 7時から13時30分まで（6時間30分）

後半 13時30分から20時まで（6時間30分）

○期日前投票所（開設時間 8時30分から20時まで）

前半 8時30分から14時15分まで（5時間45分）

後半 14時15分から20時まで（5時間45分）

4 施行期日

公布の日から施行します。